



アムネスティ・インターナショナル 国際規約

—第31回国際評議員会議（2013年8月18～22日、ドイツ・ベルリン）において改正

■ ビジョン・ミッション

第1条

アムネスティ・インターナショナルが目指すものは、世界人権宣言やその他の国際人権規範文書に定められた人権を、すべての人が享受する世界である。これを求めて、アムネスティ・インターナショナルは、このような人権に対する深刻な侵害を防ぎ、終わらせるための調査・活動を行うことを使命とする。

■ コアバリュー

第2条

アムネスティ・インターナショナルは、人権擁護活動家の世界規模の共同体であり、国際的連帯、個々の被害者のための有効な活動、国際的な人権侵害への取り組み、人権の普遍性・不可分性、不偏・不党性と独立性、民主主義と相互尊重を原則とするものである。

■ 方法

第3条

アムネスティ・インターナショナルは、政府、政府間諸組織、武装政治集団、企業およびその他私人による人権侵害に取り組むものである。アムネスティ・インターナショナルは、人権侵害の実情を正確、迅速、かつ徹底して明らかにすることを目指し、個々のケースに関する事実および人権侵害の類型を体系的にかつ不偏・不党の立場で調査する。これらの調査結果は公表され、会員・支持者・職員は、このような人権侵害に終止符を打つために政府その他に対する社会からの圧力を組織する。

アムネスティ・インターナショナルは、具体的な人権侵害に対する取り組みに加えて、すべての政府に対し、法の支配の原則を遵守することおよび国際人権基準を批准・実施することを求める。また、アムネスティ・インターナショナルは、広範な人権教育活動を行い、政府間諸組織、個人およびすべての社会組織に対して人権を擁護し、尊重するよう働きかける。

■ 戦略目標

第4条

アムネスティ・インターナショナルには、運動の指針となる戦略目標が常時存在するものとする。

■ 組織

第5条

アムネスティ・インターナショナルは世界中から自主的に参加している会員を基盤とする組織であり、支部、準支部、国際ネットワーク、グループおよび国際会員により構成される。

第6条

アムネスティ・インターナショナルの活動に対する最終権限は、国際評議員会議にあるものとし、その主な任務は次の通りとする。

- (i) 戦略を重視する
- (ii) アムネスティ・インターナショナルの目指すもの、使命、コアバリューを定める
- (iii) 財政戦略も含めてアムネスティ・インターナショナルの戦略目標を決定する
- (iv) 運動体の運営と代表に関する制度や組織を設置し、これらの組織のメンバーを選出し、これらの組織とそのメンバーの責任を監督する

- (v) 運動体が合意した戦略や計画の執行状況を評価する
- (vi) 支部や準支部、およびその他の組織に説明責任を課す

第7条

国際理事会の主たる役割は、アムネスティ・インターナショナルの運動全体を指揮し、取りまとめることである。国際理事会の任務は以下の通りとする。

- (i) 運動体を代表して国際的な決定を行う
- (ii) アムネスティ・インターナショナルが健全な財政方針を有することを保証し、その財政方針が運動体全体で一貫性を持って執行されることを保証する
- (iii) 戦略目標の執行を保証する
- (iv) 戦略目標やその他の国際評議員会議の決定に必要な調整を行う
- (v) 本規約の遵守を保証する
- (vi) 人材育成を保証する
- (vii) 支部、準支部やその他組織に対して、それぞれの活動に関する報告義務を課す。報告は国際評議員会議に提出する
- (viii) 本規約によって国際理事会に付与されたその他の任務を遂行する

第8条

支部長（支部理事長）会議の主たる役割は、以下の通りとする。

- (i) アムネスティ・インターナショナルの運動体および国際理事会に対して、アムネスティ・インターナショナルの統治および意見の分かれる問題に関する助言や提言を行う
- (ii) アムネスティ・インターナショナルの支部、準支部、およびその他の組織の長の業務遂行力の向上に寄与する
- (iii) 支部および準支部間の関係を構築し、共通する問題に関して議論を行う機会を提供する
- (iv) 国際評議員会議により委任されたその他の任務の実行および意思決定を行う

第9条

支部長会議は、国際理事会と連携し、支部長会議によって採択された委任事項に基づいて機能するものとするが、意見の相違がある場合には、国際評議員会議が解決する。

第10条

アムネスティ・インターナショナルの日常業務は、国際理事会の監督の下に事務総長を長とする国際事務局によって行われる。

第11条

国際事務局の所在地はロンドン、ないし国際理事会が決定し、かつ半数以上の支部が承認した場所とする。

第12条

情報の収集及び評価、ならびに代表団の派遣などの人権侵害に関するアムネスティ・インターナショナルの活動に関しては、それがいかなる国または領土で実施されたものであっても、運動体の国際的な管理機関がその責任を負うものとし、当該国または領土にある支部、準支部、グループあるいは会員が負うものではない。

■ 支部

第 13 条

アムネスティ・インターナショナルの支部は、国際理事会の承認のもとに、いかなる国、領土および地域にも設立することができる。各支部は以下の条件を備えるものとする。

- (i) 承認に先立って、アムネスティの基本的活動を組織し、維持する能力があることが実証されていること
- (ii) 国際理事会に対してその支部の規約の承認を求めること
- (iii) 国際評議員会議で定められた年会費を納めること
- (iv) 国際理事会の決定に基づいて、国際事務局に支部として登録されること

支部は、前述のアムネスティ・インターナショナルの目指すものと使命以外の問題に関する行動を取ってはならない。支部の登録簿は国際事務局が保管するものとする。支部の活動は、アムネスティ・インターナショナルのコアバリューや方法に沿って行われるものとし、またコア・スタンダード、ならびに国際理事会が随時導入する戦略目標、活動規則・指針を遵守するものとする。

■ 準支部

第 14 条

アムネスティ・インターナショナルの準支部とは、国際理事会によって国または地域に設置されたアムネスティ・インターナショナルの組織であり、運動体の目指すものと使命を促進し、執行するものである。準支部の目的は、人権活動の持続的な計画をまとめ、国内あるいは地域の組織を統括することである。準支部は、別途国際理事会が定めない限り、少なくとも一つの理事会と、積極的な複数のボランティアによって構成され、コア・スタンダード、ならびに国際理事会が随時導入する戦略目標、活動規則・指針を遵守するものとする。

■ 国際ネットワーク

第 15 条

アムネスティ・インターナショナルの「国際ネットワーク」は、第一義的に特定のテーマまたは個別問題に基づいて、運動体の目指すものと使命を促進し、執行するために存在するものである。国際ネットワークは以下の要件を満たす必要がある。

- (i) 少なくとも 5 つの支部／準支部の会員で構成されること
- (ii) 国際事務局の地域区分の少なくとも 2 地域からの会員で構成されること
- (iii) テーマないし個別問題に基づくこと
- (iv) アムネスティ・インターナショナルの規約および中核的価値に則った委任事項を持つこと
- (v) 国際理事会が承認する委任事項を持つこと
- (vi) 国際理事会によって正式に承認され、登録されていること

■ 所属グループ

第 16 条

5 人以上の会員からなるグループが国際評議員会議で定められた年会費を納める場合、そのグループは、アムネスティ・インターナショナルないし支部に所属することができる。グループの所属またはその継続に関する問題があれば、国際理事会が解決するものとする。

各支部はアムネスティ・インターナショナルに所属するグループの登録簿を保管し、国際事務局の利用に供する。支部のない国、領土および地域のグループは、国際事務局に登録されるものとする。グループは、アムネスティ・インターナショナルの目指すものと使命以外の問題に関する行動を取ってはならない。支部の登録簿は、国際事務局が保管するものとする。

グループの活動は、アムネスティ・インターナショナルのコアバリューや方法、ならびに国際評議員会議が随時導入する戦略目標、活動規則・指針に沿って行われるものとする。

■ 個人会員

第 17 条

アムネスティ・インターナショナルの個人会員とは、アムネスティ・インターナショナルの使命の促進に寄与する個人であり、アムネスティ・インターナショナルの中核的価値と方針に従って行動し、年会費を納めることによって、あるいは会費免除を受けて、アムネスティ・インターナショナルの支部、準支部またはグループによって会員として承認され、登録されている人のことである。

支部や準支部の存在しない国、領土あるいは地域に居住し、グループの会員でもない個人は、国際理事会によって定められた年会費を国際事務局に納めることで、アムネスティ・インターナショナルの国際会員になることができる。支部や準支部が存在する国においても、支部・準支部と国際理事会の両方の承認を得て、個人がアムネスティ・インターナショナルの国際会員になることができる。この場合、会員の登録簿は国際事務局が保管するものとする。

■ 国際評議員会議

第 18 条

国際評議員会議は、国際理事会の理事と各支部、各準支部の代表および第 17 条第 2 文で規定されているアムネスティ・インターナショナルの国際会員の代表によって構成され、少なくとも 2 年に 1 回、国際理事会の定めた日に開催されるものとする。国際評議員会議における議決権は、各支部、各準支部およびアムネスティ・インターナショナルの国際会員の代表のみが有する。

第 18 条 a

国際会員は国際評議員会議に出席する代表を 1 人任命することができる。さらに国際会員数により下記の人数を任命することができる。

- 国際会員 251 人以上 代表 1 人
- 国際会員 2,501 人以上 代表 2 人
- 国際会員 15,001 人以上 代表 3 人
- 国際会員 40,001 人以上 代表 4 人
- 国際会員 80,001 人以上 代表 5 人

第 19 条

すべての支部と準支部は国際評議員会議に出席する代表を 1 人任命することができる。さらに会員数により下記の人数を任命することができる。

- 会員 251 人以上 代表 1 人
- 会員 2,501 人以上 代表 2 人
- 会員 15,001 人以上 代表 3 人
- 会員 40,001 人以上 代表 4 人
- 会員 80,001 人以上 代表 5 人

あるいは、支部がグループ数を基準とすることを選んだ場合は、以下となる。

- 10 ～ 49 グループ 代表 1 人
- 50 ～ 99 グループ 代表 2 人
- 100 ～ 199 グループ 代表 3 人
- 200 ～ 399 グループ 代表 4 人
- 400 グループ以上 代表 5 人

過去2年の会計年度にわたって、国際評議員会議で規定された年会費を全額納入している支部のみが、国際評議員会議での議決権を行使できることとする。ただし、国際評議員会議によってこの条件のすべて、あるいは一部が免除される場合がある。

支部・準支部が事前に合意した年次財務報告書および監査済みの会計報告書を、提出期限日から1カ月以内に国際事務局に提出しなかった場合は、当該支部は国際評議員会議での議決権を失効するものとする。ただし、国際評議員会議によってこの条件のすべて、あるいは一部が免除される場合がある。

第20条

国際理事会は、議決権のない参加者として、国際ネットワークの代表者およびその他の個人を国際評議員会議に招聘できる。

第21条

国際評議員会議に出席できない支部または準支部は、自身に代わって議決権を行使する1人または複数の代理人を指名することができる。また本規約第19条に定める議決権数より少ない代表者が出席する支部は、本規約第19条に定める最大議決権数を当該1人または複数の代表者に付与することができる。

第22条

国際評議員会議に出席する代表者の数および代理人指名に関する通知は、国際評議員会議開催の少なくとも1カ月前に、国際事務局に対して行うものとする。ただし、国際理事会の承認がある場合には、この限りではない。

第23条

国際評議員会議の定足数は、代表権を有する支部および準支部の4分の1を超える代表者または代理人の出席をもって、これを満たす。

第24条

国際評議員会議の議長および副議長は、前回の国際評議員会議において選出される。国際評議員会議の議事は、議長、または議長が不在の場合には副議長が、これを遂行する。議長および副議長が不在の場合、国際理事会の理事長または国際理事会によって指名された者が、国際評議員会議の議事を開始し、ついで国際評議員会議の議長を選出する。その後は、選出された議長または議長によって指名された者が、国際評議員会議の議事を遂行する。

第25条

本規約に定める場合を除き、国際評議員会議の議決は、単純過半数に基づいておこなわれる。賛否同数の場合は、国際評議員会議の議長がこれを決定する。

第26条

国際評議員会議の招集は、国際事務局がこれを行う。国際事務局は、会議開催日の少なくとも90日前に、すべての支部および準支部に通知しなければならない。

第27条

国際理事会の理事長は、同理事会または支部・準支部の3分の1以上の要請がある場合に、臨時国際評議員会議を招集しなければならない。この会議の通知は、すべての支部および準支部に対して、開催日の少なくとも21日前に文書にて行う。

第28条

国際評議員会議は、財務理事1人を選出し、同理事は国際理事会の構成員となる。

第29条

国際評議員会議の議題案は、国際理事会理事長の指示に基づき、国際事務局がこれを準備する。

■ 国際理事会

第30条

国際理事会は、財務理事1人および常任理事8人によって構成される。理事はアムネスティ・インターナショナルの個人会員または国際会員でなければならない。常任理事および財務理事は、国際評議員会議で選出される。同一の支部、準支部もしくはグループから、複数の常任理事を選出してはならない。支部も準支部もない国・領土に自らの意思で居住するアムネスティ・インターナショナルの国際会員の場合も同様に、同一の国・領土から1名までとする。

第31条

国際理事会は、自らが定める場所で年2回以上開催される。

第32条

国際理事会の理事は、国際財務理事を含めて4年間その任にあたり、1回に限り再選が可能である。理事は、国際評議員会議の閉会時をもってその任期の開始および終了とする。

第33条

国際理事会は、2人を越えない限りにおいて、次期国際評議員会議が終了するまでを任期とする理事を追加選出することができる。この理事は1回に限り再選が可能であるが、議決権は有しない。

第34条

国際理事会は、欠員が生じた場合、次期国際評議員会議までを任期とする補欠理事を選出できる。次期国際評議員会議では、任期満了理事（または選出された理事）にかわる理事、および欠員を補充する理事（任期2年）の選挙がおこなわれる。

第35条

国際理事会は、理事の中から理事長1人を選出する。

第36条

理事長は国際理事会を招集する。過半数の理事の要請がある場合にも、理事長は理事会を招集しなければならない。

第37条

国際理事会は、5人以上の理事によって、その定足を満たす。

第38条

国際理事会の議題案は、理事長の指示のもとに国際事務局がこれを準備する。

第39条

国際理事会は、アムネスティ・インターナショナルの活動に関する規定および国際評議員会議における手続き規定を定めることができる。また常設委員会、中間機構またはフォーラム等、理事会の機能維持に効果的と思われる委員会を設置・維持するための措置を講ずることができる。国際理事会は規定通り、コア・スタンダードを遵守するものとする。

■ 支部長会議

第40条

支部長会議は

- (i) アムネスティ・インターナショナルの支部および準支部の支部長、

および第 18 条に基づいて選出された複数の国際会員の代表者で構成され、

- (ii) 支部長総会で選出された複数名、国際理事会の代表 1 人および国際評議員会議の議長で構成される運営委員会をもち、
- (iii) 運営委員会が準備した議題案をもって、年 1 回、支部長総会をもつ。

第 41 条

支部長総会は、第 24 条に基づき、前回国際評議員会議で選出された国際評議員会議の議長が議事を遂行する。

第 42 条

支部長会議の各構成員は、全議決において 1 議決権を有する。ただし、国際評議員会議によって支部長会議に委託された議決については、前回国際評議員会議で適用された議決権数と同数の議決権を適用する。

第 43 条

運営委員会の規模、議事進行、委託条件および運営上の取り決めは、国際理事会と協議の上、支部長会議の承認を必要とする。

■ 国際事務局

第 44 条

国際理事会は事務総長 1 人を任命することができる。事務総長は、同委員会の監督のもとで、アムネスティ・インターナショナルの活動を遂行し、国際評議員会議の決議を執行する責任を負う。

第 45 条

国際理事会との緊密な協力のもとに、事務総長は、上級管理職を任命することができる。また、アムネスティの業務を適切に処理する必要に応じて、その他のすべての職員を任命することができる。

第 46 条

事務総長の不在もしくは病気、または事務総長職に欠員が生じた場合、国際理事会理事長は、同理事会の理事と協議の上、次期理事会会議まで事務総長職を遂行する事務総長代行を任命する。

第 47 条

事務総長または事務総長代行、その他国際理事会理事長が必要と認める国際事務局職員は、国際評議員会議および国際理事会に出席し、発言することができる。但し、議決権は有さない。

■ 国際指名委員会

第 48 条

国際評議員会議に責任を負う国際指名委員会が設置されている。

第 49 条

国際指名委員会は、本規約、国際評議員会議の議事規則および同会議の諸決定によって与えられた委託条件、機能ならびに責任に基づいて機能する。

■ 活動資格の終了

第 50 条 支部・準支部等の国際的制裁および資格一時停止

国際理事会は、以下の決定を下すことができる。

- (i) 支部、準支部もしくは国際ネットワークが国際的制裁に該当するとの決定、
または
- (ii) 支部、準支部、国際ネットワーク、国際登録グループもしくは国際会員に対する資格一時停止の決定。

ただし、それは、国際理事会が、アムネスティ・インターナショナルの評判、一貫性もしくは活動を守るために、いかなる事情があろうとも上記行為が必要であるとみなした場合、またはその支部、準支部、ネットワーク、グループもしくは個人が活動している地域の状況のために上記行為が不可避であり、上記行為が合理的に適用可能な唯一のものであるとみなした場合に限る。

第 51 条 会員資格の終了および支部・準支部等の閉鎖

アムネスティ・インターナショナルの国際会員は、いつでも文書で退会を表明することにより、会員資格を終了することができる。支部、準支部、国際ネットワークまたは国際登録されたグループは、事務総長に文書で通知することにより、いつでも自主的に資格を放棄することができる。

国際理事会は、以下の事項をおこなうことができる

- (i) 国際個人会員の会員資格の終了
- (ii) 支部、準支部、国際ネットワークまたは国際登録されたグループの閉鎖

第 52 条 資格提訴委員会

資格提訴委員会は、第 30 条に定める国際理事会の選出に準ずる方法および条件に基づき、国際評議員会議が選出する 5 人の会員で構成される。

資格提訴委員会の機能は、本規約または国際評議員会議の決定によって付与された提訴権に関して、提訴を裁定することにある。

国際理事会が、以下の最終決定を下した場合、支部、準支部、国際ネットワークもしくは国際登録グループ、当該組織の多数の会員を代表して抗弁できる者、または制裁対象となった国際会員は、資格提訴委員会に提訴することができる。

- (i) 第 50 条に基づく初回の制裁
- (ii) 3 カ月以上の資格一時停止
- (iii) 第 51 条に基づき、会員資格を終了または組織を閉鎖
- (iv) 当初決定後、第 50 条に基づき、制裁または資格停止を 5 年以上延長

第 53 条 国際的制裁、資格一時停止、資格終了および組織閉鎖の手続き

国際評議員会議は、以下の手続きを採択できる。

- (i) 第 50 条および第 51 条に基づき、国際理事会が下した決定方法に関する手続き、および当該決定の結果に関する手続き
- (ii) 資格提訴委員会が引き継ぐ場合の手続き

■ 財政

第 54 条

国際理事会はアムネスティ・インターナショナル運動に対し、財務理事を通じて少なくとも年 1 回、運動体と国際事務局の決算報告ならびに財政状態の報告を行うこととする。

■ 国際規約の改正

第 55 条

本規約は、国際評議員会議における投票数の 3 分の 2 以上の賛成をもって改正することができる。改正は、国際理事会または支部あるいは準支部が提案することができる。改正案は、国際評議員会議の開催日の少なくとも 7 カ月前に国際事務局に提出され、5 支部以上の賛意が文書で通知された場合のみ、国際評議員会議に提出することができる。国際事務局は、改正案をすべての支部、準支部および国際理事会の理事に通知する。